

# 令和6年度高知県土砂災害対策啓発推進委託業務 プロポーザル募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 事業名

令和6年度高知県土砂災害対策啓発推進委託業務

### (2) 業務の目的

土砂災害から県民の命と暮らしをまもるため、土砂災害や土砂災害警戒区域等の周知及び早期避難意識の向上を目的として、総合的かつ効果的な啓発活動を実施する。

### (3) 業務の内容

「令和6年度土砂災害対策啓発推進委託業務仕様書」のとおり

### (4) 委託期間（予定）

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 2 見積限度額

4,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※令和6年2月高知県議会における令和6年度高知県一般会計当初予算が議決されなかった場合は、事業の執行を取りやめる。

## 3 審査委員会の設置

「令和6年度高知県土砂災害対策啓発推進委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

## 4 契約の相手方の決定方法

- (1) 提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。
- (2) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。
- (3) 審査結果は、審査終了後速やかに全ての提案者に書面で通知する。
- (4) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (5) 選定後に、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。
- (6) 10日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととする。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 県内に本店又は支店があること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 説明会

業務内容の詳細やプロポーザル方式による企画提案の手順を説明する。

なお、説明会への参加は本プロポーザルの参加要件ではない。

- (1) 開催日時 令和6年3月26日（火）10時00分から
- (2) 開催場所 県庁6階 防災砂防課 会議室  
(高知市丸ノ内1丁目2番20号)
- (3) 参加者数 1者あたり1名まで
- (4) 申込期限 令和6年3月22日（金）17時 必着
- (5) 申込方法 （様式1）を電子メール（171501@ken.pref.kochi.lg.jp）  
※メールの送付後は、電話により到達を確認するものとする。

## 7 質疑と回答

質疑は令和6年3月29日（金）17時までに質疑書（様式2）により電子メールで受け付ける。なお、メールの送付後は電話により到達を確認するものとする。

また、すべての質疑と回答については、令和6年4月3日（水）までに、防災砂防課のホームページに掲載するものとする。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書によるものとし、電話や口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

<送付先>〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県土木部 防災砂防課 土砂災害対策推進担当  
TEL : 088-823-9847 FAX : 088-823-9539  
電子メール : 171501@ken.pref.kochi.lg.jp  
ホームページ : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/171501/>

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（様式3）及び資格要件確認書（様式4）に資格要件が確認できる書類を添えて申し込みを行うこと。

### （1）参加申込書（添付書類を含む）

#### ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

#### イ 提出期限

令和6年4月8日（月）17時 必着

#### ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県土木部 防災砂防課 土砂災害対策推進担当

### （2）資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認のうえ、結果を令和6年4月10日（水）17時までに申込者へ電子メールにて通知する。

### （3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

## 9 企画提案書の作成

「令和6年度高知県土砂災害対策啓発推進委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり

## 10 審査

「令和6年度高知県土砂災害対策啓発推進委託業務プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

## 11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに全ての提案者に文書で通知する。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の作成等に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 企画提案書は、委託先の選定作業以外の目的で参加者に無断で使用しない。
- (6) 提出された書類は、県庁内及び審査委員会での使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- (7) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。提出書類を開示することにより、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由について、(様式-5)により提出すること。

ただし、開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき高知県が判断する。

## 14 日程

令和6年3月15日(金)	募集開始
令和6年3月26日(火)	説明会の開催
令和6年4月8日(月)	参加申込及び資格要件確認書の提出期限
令和6年5月8日(水)	企画提案書の提出期限
令和6年5月下旬	審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年5月下旬	審査結果通知

## 15 その他

参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

## 16 問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県土木部 防災砂防課 土砂災害対策推進担当

TEL : 088-823-9847 FAX : 088-823-9539

電子メール : 171501@ken.pref.kochi.lg.jp